

神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人観光客の神奈川県内の観光資源周遊に資する受入環境の整備を促進するため、施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者

外国人観光客の県内の観光資源周遊を促進させようとする民間事業者であって、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(2) 観光資源

神奈川県観光魅力創造協議会で発掘した観光資源をいう。

(3) 国補助制度

観光庁が所管する訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業及び観光振興事業をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、観光資源又は観光資源を周遊する間に外国人観光客が立ち寄る地点若しくは施設に対し補助事業者が主体となって取り組む次の事業とする。ただし、国補助制度において、国の認定を受けた事業、国の計画に位置付けられた事業又は補助金の交付決定を受けた事業は、補助の対象外とする。

(1) 無料で利用が可能な公衆無線LAN整備に係る事業（以下「無線LAN整備事業」という。）

(2) 観光資源について、入場料等を除き、外国語表記を用いて、無料でその所在を案内するもの又はその由来等を紹介若しくは説明するものの整備に係る事業（以下「外国語表記整備事業」という。）

(3) 無料で利用が可能な便所の整備に係る事業（以下「便所整備事業」という。）

(4) 自動翻訳機の整備に係る事業（以下「自動翻訳機整備事業」という。）

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は申請年度に係る別表1のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、補助対象経費に別表1の補助率を乗じた額以内とする。ただし、別表1の上限額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 補助事業者は、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金交付申請書(第1号様式)に別表2に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

ア 補助事業の内容にあつては、補助対象経費の20%以内の変更であり、かつ、補助金額の増額を伴わない場合

イ 別表1に掲げるそれぞれの補助事業毎の補助対象経費において、その内訳を変更するときで、変更を行う内訳額のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する県の会計年度の3月10日までとする。ただし、3月10日が神奈川県の休日を定める条例(平成元年3月28日条例第12号)に定める県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とする。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請及び承認)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金変更承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認めるときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金変更承認通知書(第5号様式)により、適当であると認めなかったときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金変更不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、交付決定額の変更を伴う場合は、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金変更交付申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、変更が適当であると認めるときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金変更交付決定通知書(第8号様式)によ

り、適当であると認めなかったときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金変更不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（中止、廃止の承認）

第10条 第8条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金中止・廃止承認申請書（第10号様式）に中止、廃止の内容及び理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止、廃止が適当であると認めるときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第11号様式）により、通知するものとする。

3 中止、廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金中止・廃止不承認通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げができる期間）

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告及び調査）

第12条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取消し）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき

(3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき

（補助金の返還）

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（実績報告）

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金

実績報告書（第13号様式）に別表3に掲げる書類を添付して、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなすものとする。

（補助金の額の確定及び支払）

第16条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 知事は、前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金確定通知書（第14号様式）により確定額を通知するものとする。

3 知事は、第1項の額の確定を行った後、精算交付を行うものとする。

（財産の管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
-------	----

(1) 不動産及びその従属物	10年
----------------	-----

(2) 上記以外のもの	5年（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数が5年未満のものはその年数とする。）
-------------	---

2 補助事業者は、規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金財産処分承認申請書（第15号様式）を知事に提出するものとする。

3 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第20条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の所在地、名称又は代表者を変更したとき
- (2) 補助事業者が合併又は解散したとき

(暴力団の排除)

第21条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう）
 - (2) 代表者又は役員のうち、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経営者等に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、補助金の返還については、第14条の規定を準用する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第4条、第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	上限額
無線LAN整備事業	1 公衆無線LANの整備 (1) ネットワーク回線設置に係る費用 (2) 無線LAN機器の購入に係る費用 (3) 設置工事費（ルート調査費、開通工事費、配線工事費、機器設定費など、無線LAN環境の整備に必要と認められる費用） 2 携帯電話及びスマートフォンの急速充電器の購入に係る費用及び専用設置台の購入に係る費用（公衆無線LANを整備する場合に限る。）	2分の1	1 観光資源、地点又は施設 200千円
外国語表記整備事業	1 観光案内板の作成及び設置に係る費用 2 観光マップ、観光ガイドブック、観光パンフレット等の作成に係る費用 3 観光アプリ及び観光ウェブサイトの作成及びリニューアルに係る費用 4 音声案内ツールの整備に係る費用 5 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認めたものの整備に係る費用	2分の1	1 事業者 2,000千円
便所整備事業	1 新設に係る費用（整地費用は除く。） 2 建替えに係る費用（既存便所の除去費用を含む。） 3 和式便器の洋式便器への改修に係る費用 4 便器及び手洗い場の増設に係る費用 5 内外装のリフォームに係る費用 6 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認めたものの整備に係る費用	2分の1	1 事業者 3,000千円
自動翻訳機整備事業	購入に係る費用（自動翻訳機の購入費用に限る。）	2分の1	1 事業者 100千円

備考 借り入れた物件に係る賃借料、人件費、土地の購入費、登記手数料及び官公庁に支払う公租公課並びに補助事業実施後に必要となる光熱水費、通信費、清掃料、機器のメンテナンス費用、賃借料等の運用経費は補助対象外とする。

別表2（第6条関係）

補助事業	補助金交付申請書添付書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 役員等氏名一覧表（第1号様式（別紙1）） 2 補助金振込先指定届（第1号様式（別紙2）） 3 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し 4 補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書等の写し）
無線LAN整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内整備の場合、機器等整備箇所が分かる図面 2 施設外整備の場合、機器等整備場所が分かる位置図 3 整備前の写真 4 その他知事が必要と認める書類
外国語表記整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内整備の場合、観光案内板等整備箇所が分かる図面 2 施設外整備の場合、観光案内板等整備場所が分かる位置図 3 整備前の写真 4 観光アプリ、観光ウェブサイトのリニューアルの場合、リニューアル前の主な画面を印刷したもの 5 仕様書等成果物の概要の分かるもの 6 その他知事が必要と認める書類
便所整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内整備の場合、便器等整備箇所が分かる図面 2 整備施設の所在地が分かる位置図 3 整備前の写真（外観、内観） 4 仕様書等成果物の概要の分かるもの 5 その他知事が必要と認める書類
自動翻訳機整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 購入する機器のカタログの写し 2 購入する機器の使用場所一覧表 3 その他知事が必要と認める書類

別表3（第15条関係）

補助事業	補助金実績報告書添付書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書、契約書等の写し） 2 補助事業に係る支出を証する書類（請求書、領収書（証）、金融機関の受付印のある振込用紙等）の写し
無線LAN整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し 2 整備後の写真 3 その他知事が必要と認める書類
外国語表記整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し 2 整備後の写真（印刷物の場合は除く。） 3 成果物が観光アプリ、観光ウェブサイトの場合、主な画面を印刷したもの 4 成果物が印刷物の場合、現物1部 5 その他知事が必要と認める書類
便所整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事業者からの工事の完了に係る書類（又は検査済証）の写し 2 整備後の写真（外観、内観） 3 その他知事が必要と認める書類

自動翻訳機整備事業	1 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し 2 購入した機器の写真 3 その他知事が必要と認める書類
-----------	---

備考 検査済証とは、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に規定するものをいう。